

## 各務原市総合事業 同一建物減算の適用を受ける場合の算定方法について (R3.4.1から)

令和3年度報酬改定に伴い、下記のとおり変算定方法が変更しました。4月分の報酬請求から適用されますので、ご注意ください。

### ○訪問型独自（現行相当）サービス【A2】

同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける場合の算定方法は、下記のとおり変更します。

#### 【これまで】

合成コード（基本報酬単位数と同一建物減算分の単位数を合算したもの）を使用し、国保連合会へ請求

#### 【令和3年4月提供分から】

- ① 基本報酬のサービスコードと同一建物減算のサービスコードを別々に算定する
- ② 同一建物減算については「区分支給限度基準額管理対象外単位数」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いる

※このことに伴い、同一減算が適用された場合にこれまで使用していた合成コードは、令和3年4月以降は使用できなくなりますので、請求事務の際はご注意ください。

### ○通所型独自（現行相当）サービス【A6】

同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける場合の算定方法は、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、下記の通りの運用とします。

#### 【令和3年4月提供分から】

同一建物減算については「区分支給限度基準額管理対象外単位数」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いる

#### 【問い合わせ】

各務原市高齢福祉課

地域包括ケア推進室

担当：國井、和賀登

電話：058-383-2124（直通）

Fax：058-383-6365